

# 令和5年度厚木市市民協働推進委員会第3回会議次第

日時 令和5年9月30日（土）午後1時から

場所 あつぎ市民交流プラザ7階 ルーム702

ミュージックルーム1

## 1 開 会

## 2 挨 捶

## 3 案 件

(1) 令和6年度市民協働提案事業の第二次審査について 資料1

(2) 第二次審査（プレゼンテーション）

(3) 厚木市市民協働推進条例の運用状況に対する意見書について 資料2～3

(4) 第二次審査の結果取りまとめについて

## 4 閉 会

No.	新規/継続	団体名	事業名	第一次審査後の主な変更事項
1	継続 (2年目)	一般社団法人あつぎ市民発電所	あつぎ気候市民会議展開事業2024	特にありません。
2	新規	あつぎ夢プロジェクト	あつぎ夢プロジェクト	実施場所を厚木シティプラザサイエンスホール250に変更したことなどにより、収支予算等を修正しました。
3	新規	一般社団法人あつぎものしり委員会	厚木かるた大会	提案事業で作成したかるたは配布用であり、販売用と区別するために、「提案事業により作成」などの文言を印字することになりました。
4	新規	厚木ハーモニカ委員会	ハーモニカのまち復興プロジェクト	希望した学校でハーモニカ講座・講演を開催する方法に変更し、最大実施数を10校としました。
5	新規	特定非営利活動法人多言語広場CELULAS	多様なことばや文化に触れる、厚木市親子多言語多文化交流事業	積算根拠を追記しました。

第1号様式（第6条関係）

厚木市市民協働事業提案書

2023年 7月 5日

(宛先) 厚木市長

住所又は所在地  
[REDACTED]

団体名 一般社団法人あつぎ市民発電所

代表者名 速藤睦子

厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。

なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。

1 事業名	あつぎ気候市民会議展開事業2024		
2 提案の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市民提案型事業 <input type="checkbox"/> 行政提案型事業		
3 提案年数	<input type="checkbox"/> 1年目 <input checked="" type="checkbox"/> 2年目 <input type="checkbox"/> 3年目		
4 事業概要	2023年度に実施するあつぎ気候市民会議で作成する「脱炭素市民アクションプラン」の進捗効果を評価しながら、普及定着活動を展開する。これらの活動を担う主体形成および普及啓発活動としての講演会、学習会、ワークショップなどの開催、具体的なアクションの実践、他地域との情報交流などを通じて、2050年カーボンニュートラル社会の実現を目指す。		
5 事業実施期間	2024年 4月 1日から2025年 3月31日まで		
6 事業費総額	1,000,000円		
7 市が負担する額	900,000円		
8 添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 企画書 <input checked="" type="checkbox"/> 事業スケジュール <input checked="" type="checkbox"/> 収支予算書 <input checked="" type="checkbox"/> 役員等氏名一覧表 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の会則等 <input type="checkbox"/> 団体の会員名簿 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の会計書類 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
9 担当者連絡先	氏名 [REDACTED]	電話番号 [REDACTED]	[REDACTED]



## 第2号様式（第6条関係）

## 企画書

1 事業の分野	<input type="checkbox"/> 保健・医療・福祉 <input checked="" type="checkbox"/> まちづくり <input checked="" type="checkbox"/> 環境保全 <input type="checkbox"/> 地域安全 <input type="checkbox"/> 国際協力 <input type="checkbox"/> 子どもの健全育成 <input type="checkbox"/> 科学技術の振興 <input type="checkbox"/> 職業能力開発・雇用機会 <input type="checkbox"/> 非営利活動支援	<input type="checkbox"/> 社会教育 <input type="checkbox"/> 学術・文化・芸術・スポーツ <input type="checkbox"/> 災害救助 <input type="checkbox"/> 人権・平和 <input type="checkbox"/> 男女共同参画 <input type="checkbox"/> 情報化社会 <input type="checkbox"/> 経済活動の活性化 <input type="checkbox"/> 消費者保護 <input type="checkbox"/> その他（ ）
2 事業の目的・必要性	<p>2050カーボンニュートラルを達成するために、2023年度にあつぎ気候市民会議が作成する「脱炭素市民アクションプラン」を市民の立場で普及啓発および定着活動を展開し、脱炭素社会形成を推進していくことが必要である。</p> <p>市民による活動や、市政の取組みの進捗を市民に見えるようにすることが必要である。</p>	
3 事業の内容	<p>2024年度に「脱炭素市民アクションプラン」の普及啓発および定着活動を展開する有志で構成する組織を立ち上げる。一般市民を対象にした講演会や学習会、ワークショップ等の実施、具体的なアクションの実践、様々な市民活動団体や大学、事業者との連携的な普及活動の働きかけを行う。他地域の実践者との交流活動を行う。それらの活動の進捗や効果を発信する。2023年度あつぎ気候市民会議記録集発行。</p>	
4 実施場所	厚木市内の公共施設など（およびオンライン活用）	
5 期待される効果・成果	<p>2023年度あつぎ気候市民会議で運営に協力したスタッフや会議の参加市民の有志と継続的につながりながらアクションを展開することで、より広い市民に普及定着が期待できる。</p> <p>結果として厚木市全体のCO<sub>2</sub>排出削減を加速させる効果が期待できる。</p>	
6 役割分担	<p>提案者の役割          あつぎ気候市民会議実行委員スタッフや参加市民に呼びかけ、普及定着活動を担う組織をつくる。活動計画立案と実践。活動記録作成、効果の評価、会計管理を行う。</p>	
7 自主財源確保に向けた取組	<p>市の役割          講演会、ワークショップ、アクション実践などの活動支援（宣伝、会場提供）          「脱炭素市民アクションプラン」の反映や活用状況を含む、地球温暖化対策実行計画及びCNロードマップの進捗状況についての情報提供。</p>	
	<p>市の経費負担額で不足する部分は自己資金および民間の助成金に応募する。</p>	

8 事業計画 収支計画	2023年度	事業内容	実行委員会立ち上げ 気候市民会議参加者選定 気候市民会議実施 「脱炭素市民アクションプラン」作成、報告、冊子発行
		収支予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 2,770,000円</li> <li>　うち市負担金 2,000,000円</li> <li>　うち自主財源 770,000円</li> <li>　内訳 民間助成金770,000円</li> <li>・支出 2,770,000円</li> </ul>
	2024年度	事業内容	「脱炭素市民アクションプラン」の普及・定着活動 講演会、学習会・相談会、市民参加型ワークショップ、アクションの実践、他団体との連携 活動効果の評価
		収支予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 1,000,000 円</li> <li>　うち市負担金 900,000 円</li> <li>　うち自主財源 100,000 円</li> <li>　内訳 円</li> <li>・支出 1,000,000 円</li> </ul>
	2025年度	事業内容	普及・定着活動の継続 「脱炭素市民アクションプラン」の進捗調査・評価→評価報告書～2030目標達成に必要な追加アクション検討
		収支予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 500,000 円</li> <li>　うち市負担金 400,000 円</li> <li>　うち自主財源 100,000 円</li> <li>　内訳 円</li> <li>・支出 500,000 円</li> </ul>
	2026年度	事業内容	普及・定着活動の継続
		収支予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 円</li> <li>　内訳 円</li> <li>・支出 円</li> </ul>

第3号様式（第6条関係）

事業スケジュール

時期	内容
4月	脱炭素市民アクションプランの普及・定着活動を担う組織づくり 活動計画
5月	
6月	市民参加型ワークショップ開催
7月	2023年度あつぎ気候市民会議記録集発行
8月	講演会 アクションプラン実践
9月	市民参加型ワークショップ開催
10月	進捗評価
11月	市民参加型ワークショップ開催
12月	アクションプラン課題抽出、効果検証
1月	市民参加型ワークショップ開催
2月	進捗評価
3月	次年度へ向けた計画立案

第4号様式（第6条関係）

収支予算書

(収入の部)

(単位：円)

項目	予算額	積算根拠（単価、数量等）
市負担金(A)	900,000	1,000,000×90%
事業収入		
	小計(B)	0
団体負担金等(C)	100,000	
合計(D)=(A)+(B)+(C)	1,000,000	

(支出の部)

(単位：円)

区分	項目	予算額	積算根拠（品名、単価、数量等）
支援対象経費	報償金	630,000	講師謝礼 @40,000円×9回 協力者謝礼 @3,000円×40人・回 委託費 デザイン 50,000円、 記録作成 100,000円
	人件費	72,000	人件費@3,000×24人・回
	消耗品費	48,000	文具・コピー用紙・プリンターインク代
	印刷製本費	200,000	チラシ、コピー代、記録集発行
	通信運搬費	50,000	郵送費、オンライン通信費
	小計(a)	1,000,000	
象支外援経対	人件費		
	小計(b)		
合計(c)=(a)+(b)		1,000,000	

※ 収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

# 一般社団法人あつぎ市民発電所 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人あつぎ市民発電所と称する。

### (所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県厚木市に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、脱原発と地球温暖化防止のために、市民が力を合わせて再生可能エネルギーを創り出す発電事業、とりわけ営農型発電事業を行い、エネルギーの地産地消・小規模分散型社会の実現および農業活性化に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 再生可能エネルギーによる発電事業、特に営農型発電ソーラーシェアリング発電事業
- (2) 脱原発と地球温暖化防止、再生可能エネルギーを普及拡大するための講演会、イベントなどの実施および情報発信による啓発事業
- (3) ソーラーシェアリングによる持続可能な農業経営の実証・調査研究事業
- (4) 脱原発、地球温暖化防止、再生可能エネルギー推進にむけての提言事業
- (5) 他の市民団体や行政、企業との連携、ネットワーク構築、交流拡大事業
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

### (公告の方法)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法によって行う。

## 第2章 会員

### (会員)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「一般法人法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会した個人及び法人
- (2) サポーター会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

### (入会)

第7条 この法人の会員となるには、理事長が別に定める様式の入会申込書を提出し、理事会の承認を得るものとする。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める様式の退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会員資格喪失に伴う権利義務)

第12条 会員が資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務はこれを免れることはできない。

2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品はこれを返還しない。

### 第3章 役員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
2. 理事のうち1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事会において選定する。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
  3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
  4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
    - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
    - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法律若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
    - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
    - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事会に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

- 第16条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠のため、又は増員によって就任した理事及び監事の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任することができる。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員の報酬等は総会の決議で定めることができる。

## 第4章 総会

(種別)

- 第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

- 第21条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

- (7) 会費に関する事項
- (8) 基金に関する事項
- (9) 長期借入金に関する事項
- (10) 事務局の組織等に関する事項
- (11) その他この法人の運営に関する重要な事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を開催するものとし、これを招集しなければならない。
- 3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3. 前項の規定により表決した正会員は、第25条、第26条第2項及び第28条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(機能)

第30条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(開催・招集)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するとき開催し、理事長が招集する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事総数の過半数から招集の要請があったとき。
  - (3) 監事から招集の要請があったとき。
2. 理事長は前項第2号及び第3号の要請があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会の招集通知は、理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、事前に発する。
4. 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第33条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第34条 理事会の決議は、出席した理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3. 前項の規定により表決した理事は、第33条、第34条及び第36条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第6章 基金

(基金の拠出)

第37条 この法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集)

第38条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会が決定する。

(基金の拠出者の権利)

第39条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第40条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について通常総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第7章 会計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経て総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算は、事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならぬ

い。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(剰余金の不分配)

第45条 この法人は、剰余金の分配はしないものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人又は特定非営利活動法人に贈与する。

## 第9章 附則

(最初の事業年度)

第49条 この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から2019年6月30日までとする。

2. この法人の最初の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによるものとする。

3. この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

正会員	2,000 円
サポーター会員	2,000 円

(設立時の役員)

第50条 この法人の設立時の役員は、次に掲げる者とする。

理事長

副理事長

同

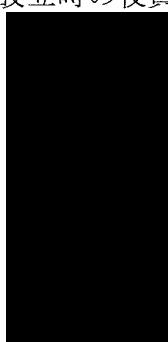
理事

同

同

同

監事



2. この法人の設立時役員の任期は第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から2020年6月30日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第51条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(省略)

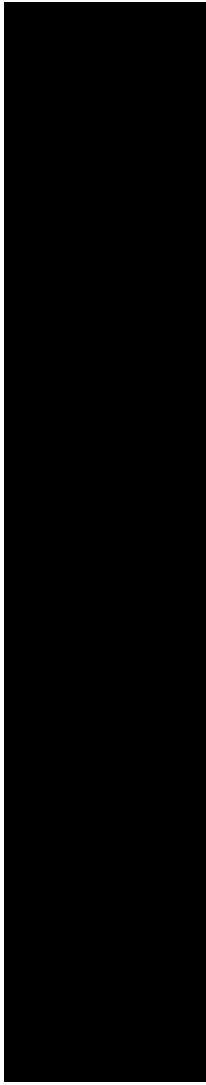
(法令の準拠)

第52条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

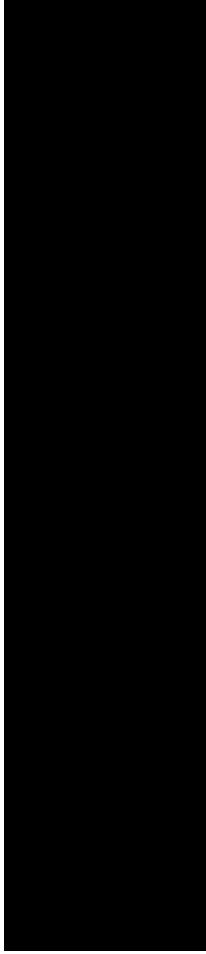
以上、一般社団法人あつぎ市民発電所設立のためにこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

2018年7月25日

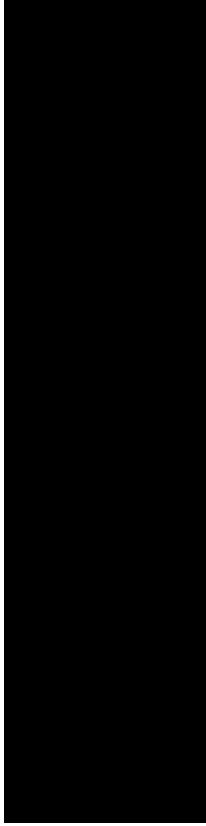
設立時社員



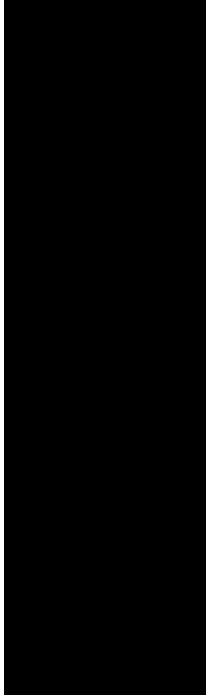
設立時社員



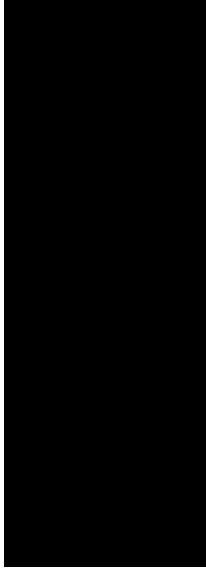
設立時社員



設立時社員



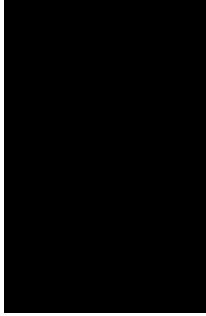
設立時社員



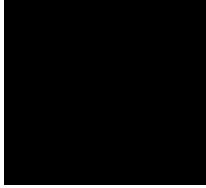
設立時社員



設立時社員



設立時社員



設立時社員



第2号議案 2022年度決算報告

**決算報告書**

( 第 5期 )

自 2022年 7月 1日  
至 2023年 6月 30日

一般社団法人あつぎ市民発電所

貸借対照表

特定非営利活動に係る事業会計

2023年6月30日現在

法人の名称 一般社団法人あつぎ市民発電所

[税込] (単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>【流動資産】</b>		<b>【流動負債】</b>	
現金	253,677	未払法人税等	70,000
城南信用金庫	5,352,058	未払消費税	0
ゆうちょ銀行	0		
未収金	0		
売掛金	54,489		
他会計振替			
<b>流動資産合計</b>	<b>5,660,224</b>	<b>流動負債合計</b>	<b>70,000</b>
<b>【固定資産】</b>		<b>【固定負債】</b>	
構築物	4,285,998	長期借入金	4,500,000
機械及び装置		基金	3,940,000
<b>固定資産合計</b>	<b>4,285,998</b>	<b>固定負債合計</b>	<b>8,440,000</b>
		<b>負債合計</b>	<b>8,510,000</b>
		<b>正味財産の部</b>	
		前期繰越正味財産	44,750
		当期正味財産増減額	1,391,472
		<b>正味財産合計</b>	<b>1,436,222</b>
<b>資産合計</b>	<b>9,946,222</b>	<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>9,946,222</b>

(注)

会計方針等

固定資産償却方法 定率法

第1号様式（第6条関係）

厚木市市民協働事業提案書

令和5年6月15日

（宛先） 厚木市長

住所又は所在地  
[REDACTED]

団体名 あつぎ夢プロジェクト

代表者名 大庭 榮一

厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。  
なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。

1 事業名	あつぎ夢プロジェクト		
2 提案の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市民提案型事業 <input type="checkbox"/> 行政提案型事業		
3 提案年数	<input checked="" type="checkbox"/> 1年目	<input type="checkbox"/> 2年目	<input type="checkbox"/> 3年目
4 事業概要	すべての年齢の者に対し発表会の開催によるプレゼン能力の向上や、講座開催により健康維持に関する知識や文化・芸術への理解を深める生涯学習を行いつつ、夢と可能性のチャンスの創出や、それに伴う厚木市の知名度の向上を目的とする。		
5 事業実施期間	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで		
6 事業費総額	2,882,000円		
7 市が負担する額	2,000,000円		
8添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 企画書 <input checked="" type="checkbox"/> 収支予算書 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の会則等 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の会計書類 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 事業スケジュール <input checked="" type="checkbox"/> 役員等氏名一覧表 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の会員名簿	
9 担当者連絡先	氏名 電話番号 [REDACTED]		



第2号様式（第6条関係）

企画書

1 事業の分野	<p>■保健・医療・福祉  <input type="checkbox"/>まちづくり  <input type="checkbox"/>環境保全  <input type="checkbox"/>地域安全  <input type="checkbox"/>国際協力  <input type="checkbox"/>子どもの健全育成  <input type="checkbox"/>科学技術の振興  <input type="checkbox"/>職業能力開発・雇用機会  <input type="checkbox"/>非営利活動支援</p> <p>■社会教育  <input type="checkbox"/>学術・文化・芸術・スポーツ  <input type="checkbox"/>災害救助  <input type="checkbox"/>人権・平和  <input type="checkbox"/>男女共同参画  <input type="checkbox"/>情報化社会  <input type="checkbox"/>経済活動の活性化  <input type="checkbox"/>消費者保護  <input type="checkbox"/>その他（ ）</p>
2 事業の目的 ・必要性	<p>厚木市出身の文化・芸術分野で有名となり、活躍している人については、広報などで紹介をされているが、現在文化・芸術で夢を追う人たちを支援できるような事業は開催されていないため、厚木市由来で活躍する文化人を増やすためにも、そのような人たちの夢を後押しや支える事業を開催する必要がある。</p>
3 事業の内容	<p>年に数回程度のカラオケ大会を中心に音楽・踊りの発表会を開催する。</p> <p>また、プロの歌手による唄い方の講座を開催する。他にすべての年代を対象とした踊り、音楽（バンド）などについても同様に講座を開催する。</p>
4 実施場所	アミューあつぎ、厚木シティプラザ
5 期待される 効果・成果	<p>歌や音楽を中心とした発表会だけでなく、レッスンなどの支援もすることにより、初心者からプロを目指すすべての人に対して生涯学習の場を提供することができる。それにより、市内だけでなく市外の人たちからも注目され、厚木市の知名度向上に貢献できる。</p>
6 役割分担	<p>提案者の役割          発表会、講座の企画・運営          講師の手配</p>
	<p>市の役割          発表会、講座の周知          発表会、講座の会場確保</p>
7 自主財源確保 に向けた取組	<p>発表会や講座の参加費の徴収や、協力団体・企業を募ることにより自主事業に移行する。</p>

8 事 業 計 画 収 支 計 画	令和 6 年度	事業内容	カラオケ大会・芸能発表会の開催 唄い方、舞踊、音楽の講座の開催
		収支予算	• 収入 2,882,000円 うち市負担金 2,000,000円 うち自主財源 882,000円 内訳 参加費 775,000円 企業協賛金 107,000円 • 支出 2,882,000円
	令和 7 年度	事業内容	カラオケ大会・芸能発表会の開催 唄い方、舞踊、音楽、その他要望がある芸術分野の講座の開催
		収支予算	• 収入 2,715,000円 うち市負担金 1,800,000円 うち自主財源 915,000円 内訳 参加費 780,000円 企業協賛金 135,000円 • 支出 2,715,000円
	令和 8 年度	事業内容	カラオケ大会・芸能発表会の開催 唄い方、舞踊、音楽、その他要望がある芸術分野の講座の開催
		収支予算	• 収入 2,600,000円 うち市負担金 1,600,000円 うち自主財源 1,000,000円 内訳 参加費 780,000円 企業協賛金 220,000円 • 支出 2,600,000円
	令和 9 年度	事業内容	カラオケ大会・芸能発表会の開催 唄い方、舞踊、音楽、その他要望がある芸術分野の講座の開催（毎月 1 ~ 2 回開催）
		収支予算	• 収入 1,250,000円 内訳 参加費 780,000円 企業協賛金 470,000円 • 支出 1,250,000円

第3号様式（第6条関係）

事業スケジュール

時期	内容
4月	カラオケ大会
5月	舞踊講習会
6月	カラオケ大会
7月	舞踊講習会
8月	カラオケ大会
9月	舞踊講習会
10月	カラオケ大会
11月	音楽講習会（民謡）
12月	カラオケ大会
1月	音楽講習会（民謡）
2月	芸能発表会
3月	

第4号様式（第6条関係）

収支予算書

(収入の部)

(単位：円)

項目	予算額	積算根拠（単価、数量等）
市負担金(A)	2,000,000	
事業収入	参加費 775,000	カラオケ大会@4,000円×20人×5回(2月は収支予定なし) 入場料@500円×100人×5回 @1,000円×100人(2月) 講習会参加費 @500円×10人×5回
	協賛金 107,000	企業からの協賛金
	小計(B) 882,000	
団体負担金等(C)	0	
合計(D)=(A)+(B)+(C)	2,882,000	

(支出の部)

(単位：円)

区分	項目	予算額	積算根拠（品名、単価、数量等）
支援対象経費	報償費 780,000		司会者@30,000円(1日)×2人×6回 審査員@30,000円(1日)×1人×5回 審査員(2月) @30,000円(1日)×3人 招待歌手謝礼@10,000円×2人×5回 @10,000円×3人(2月) 講師謝礼@10,000(3時間)×1人×5回
	消耗品費 62,000		コピー用紙(2,500枚) @3,000円×4箱 トロフィー@3,000円×5回、@5,000円×1回(2月) 記録媒体 @10,000円、動画編集ソフト @20,000円
	印刷製本費 18,000		ちらし印刷代@5円×2,000部 資料印刷代(発表会等) @10円×800部
	使用料及び賃借料 1,240,000		会場使用料(カラオケ大会2月) @400,000 カラオケ機材使用料@20,000円×6回 音響@80,000円(カラオケ、発表会)×6回 ケーブルテレビ@40,000(カラオケ、発表会)×6回
	通信運搬費 30,000		切手代(発表会等) @120円×10人×6回 @84円×20人×6回 切手代(講習会) @120円×10人×5回 @84円×20人×4回
	食糧費 37,000		参加者等飲み物代@100円×30人×5回 @100円×50人(2月) 講師弁当代@1,000円×1人×5回 司会者弁当代@1,000円×2人×6回
	小計(a)	2,167,000	

支援対象外経費	報償費	90,000	賞金 10,000 円×5回 20,000 円×1人、10,000×2人（2月）
	備品購入費	530,000	パソコン代 @150,000 円 プロジェクター代 @100,000 円 スクリーン代 @50,000 円 カメラ代 @30,000 円 看板代 @100,000 円 衣装代 @100,000 円
	保険料	95,000	カラオケ、発表会@100 円×150 人×6回 講習会 @100 円×10 人×5回
	小計(b)	715,000	
合計(c)=(a)+(b)		2,882,000	

※ 収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

## あつぎ夢プロジェクト規約

### (名称)

第1条 この会は、あつぎ夢プロジェクト（以下「プロジェクト」という）と称する。

### (目的)

第2条 プロジェクトは、すべての年齢の者に対し発表会の開催によるプレゼン能力の向上や、講座開催により健康維持に関する知識や文化・芸術への理解を深める生涯学習を行いつつ、夢と可能性のチャンス創出や、それに伴う厚木市の知名度の向上を目的とする。

### (委員)

第3条 プロジェクトの会員は、目的に賛同する者をもって組織する。

### (役員)

第4条 プロジェクトに次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 会計 1人
- (4) 監査 1人

2 必要に応じて、顧問を置くこともできる。

### (役員の選出)

第5条 役員は会員の中から互選する。

### (役員の任務)

第6条 会長はプロジェクトを代表し、プロジェクトの座長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 会計は、プロジェクトの会計事務を総括する。

4 監査は、適切な事務や会計が行われているか監査する。

### (任期)

第7条 会員の任期は2年とする。ただし、会員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 会員は、再任することができる。

### (会議)

第8条 プロジェクトは、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

3 会長は、会議での助言及びまちづくりに対する支援のためのアドバイザーを指名することができる。

### (専門部会の設置)

第9条 プロジェクトの効率的な運営に資するため、プロジェクトに専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、会長の指名する会員及び目的に賛同する者をもって組織する。

(事務局)

第 10 条 プロジェクトの事務局は、庶務に関して処理を行う。

(その他)

第 11 条 この規定に定めるもののほか、プロジェクトの運営に関し必要な事項は、会長がプロジェクトに諮って定める。

#### 附則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

厚木市市民協働事業提案書

2023年 7月 7日

（宛先）厚木市長

住所又は所在地  
[REDACTED]

団体名

一般社団法人あつぎものしり委員会

代表者名 山口 雅実

厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。

なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。

1 事業名	厚木かるた大会		
2 提案の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市民提案型事業 <input type="checkbox"/> 行政提案型事業		
3 提案年数	<input checked="" type="checkbox"/> 1年目	<input type="checkbox"/> 2年目	<input type="checkbox"/> 3年目
4 事業概要	「厚木かるた大会」を行い「あつぎのあたりまえの魅力」を市民はもちろん市外にも知るキッカケつくりをする		
5 事業実施期間	令和6年 4月 1日から 令和 7年 3月 31日まで		
6 事業費総額	2,200,000円		
7 市が負担する額	2,000,000円		
8 添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 企画書 <input checked="" type="checkbox"/> 事業スケジュール <input checked="" type="checkbox"/> 収支予算書 <input checked="" type="checkbox"/> 役員等氏名一覧表 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の会則等 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の会員名簿 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の会計書類 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
9 担当者連絡先	氏名 [REDACTED]	電話番号 [REDACTED]	



## 企画書

1 事業の分野	<input type="checkbox"/> 保健・医療・福祉	<input type="checkbox"/> 社会教育
	<input type="checkbox"/> まちづくり	■ 学術・文化・芸術・スポーツ
	<input type="checkbox"/> 環境保全	<input type="checkbox"/> 災害救助
	<input type="checkbox"/> 地域安全	<input type="checkbox"/> 人権・平和
	<input type="checkbox"/> 国際協力	<input type="checkbox"/> 男女共同参画
	<input type="checkbox"/> 子どもの健全育成	<input type="checkbox"/> 情報化社会
	<input type="checkbox"/> 科学技術の振興	<input type="checkbox"/> 経済活動の活性化
	<input type="checkbox"/> 職業能力開発・雇用機会	<input type="checkbox"/> 消費者保護
	<input type="checkbox"/> 非営利活動支援	<input type="checkbox"/> その他 ( )
2 事業の目的 ・必要性	<p>厚木市民は、厚木市の魅力があたりまえになりすぎていて、素晴らしいあつぎの魅力を誇りに感じるきっかけに乏しいと共に、周辺地域や他県に至っても厚木の魅力を最大限にアピールする要素にかけることから、まずは厚木の基本を知ることで、郷土愛を高め、素晴らしさを実体感することから始める。「かるた遊び」は遊びながら必然と読み札を記憶することができる誰もが楽しめる玩具であり親しみ深い。</p> <p>「厚木かるた」が浸透し「あつぎの魅力」を理解することで、魅力を活かした多岐に亘る発展と成長、充実を図る効果を目的とする。</p>	
3 事業の内容	<p>年に1度の「厚木かるた大会」を行うことで、「あつぎのあたりまえの魅力」を市民はもちろん市外にも知るキッカケづくりをするとともに、厚木の観光や歴史・商業や産業等との連携を以って厚木市の地域活性化に繋がる活力を生み出す原点となるべく活動を行う。</p> <p>周知の起爆剤となるよう市の特徴を勉強する学級「市内小学3年生」に厚木かるた（非売品として市民協働事業明記）を配布する。</p> <p>※残数の非売品かるたは翌年への繰越し及び市内児童施設等に配布</p>	
4 実施場所	厚木市内施設	
5 期待される 効果・成果	<p>充実した市政も、観光も、行事も歴史や市民性を含め厚木市には魅力が溢れているのに、それを活かしきれていないという盲点をひとつづつ埋めるきっかけとなることに期待する活動</p> <p>子ども達が成長し、方々に生活の拠点を移動した際に厚木市の人口や面積をはじめ、厚木の歴史や文化、名産や都市についてあたりまえに語れることはとても素晴らしいことであるとともに、かるた遊びという玩具が家庭にあることによる世代間を超えた交流も生まれる。</p>	

6 役割分担	提案者の役割 厚木市及び近隣都市に、厚木かるた大会に参加する為の周知活動はもちろん関連企画イベントを実施する。
	市の役割 厚木市全体に厚木かるた大会を周知し、ポスターや告知チラシを配布の上、小学校や市営施設をはじめ市民全体への厚木かるたの周知。
7 自主財源確保に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚木かるたの販売（令和10年～収益の全てを厚木かるた大会費用に利用）</li> </ul> <p>※～令和9年：現在の厚木かるた3000刷発行済は厚木かるた普及の為利益の全てを厚木かるた寄贈に充当している。（1500刷／販売・1200刷／各所子ども施設へ寄贈済・在庫分300刷／代表者負担：販売完了にて相殺）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚木かるた大会におけるパンフレット掲載企業における広告費</li> <li>・協賛企業からの出資等（賞品における協賛品を主とする。）</li> </ul>

8 事業計画 収支計画	令和6年度	事業内容	厚木かるた大会実施・厚木かるた製作配布
		収支予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 2,200,000円</li> <li>　うち市負担金 2,000,000円</li> <li>　うち自主財源 200,000円</li> <li>　（広告収益費 200,000円）</li> <li>・支出 2,200,000円</li> </ul> <p>※製作数：2000(単価850円)</p>
	令和7年度	事業内容	厚木かるた大会実施・厚木かるた製作配布
		収支予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 2,000,000円</li> <li>　うち市負担金 1,800,000円</li> <li>　うち自主財源 200,000円</li> <li>　（広告収益費 200,000円）</li> <li>・支出 2,000,000円</li> </ul> <p>※製作数：1500(単価950円)</p>
	令和8年度	事業内容	厚木かるた大会実施・厚木かるた製作配布
		収支予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 1,800,000円</li> <li>　うち市負担金 1,600,000円</li> <li>　うち自主財源 200,000円</li> <li>　（広告収益費 200,000円）</li> <li>・支出 1,800,000円</li> </ul> <p>※製作数：1200(単価1000円)</p>

		事業内容	厚木かるた大会実施
令和9年度	収支予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収入 400,000円</li> <li>　　うち市負担金 0円</li> <li>　　うち自主財源 400,000円</li> <li>　　　(広告収益費 300,000円)</li> <li>　　　(販売収益費 100,000円)</li> <li>・ 支出 400,000円</li> </ul>	

第3号様式(第6条関係)

事業スケジュール

時期	内容
4月	厚木かるた2000刷発行準備
5月	
6月	厚木かるた2000刷完成
7月	厚木かるた配布(小学3年生・各小学校図書室・市立図書館等)
8月	
9月	厚木かるた大会ポスター配布・掲載 厚木かるた大会告知チラシ配布
10月	SNSにて厚木かるた情報を順次告知
11月	厚木かるた大会開催
12月	本厚木ミロードにて「厚木かるた」全札掲載
1月	本厚木ミロードにて「厚木かるたミニ大会」実施
2月	
3月	

第4号様式（第6条関係）

収支予算書

(収入の部)

(単位：円)

項目	予算額	積算根拠（単価、数量等）
市負担金(A)	2,000,000	
事業 収入	広告収益費	200,000 大会パンフレット掲載20社（10,000円／箇所）
	小計(B)	200,000
団体負担金等(C)	0	会費等なし
合計(D)=(A)+(B)+(C)	2,200,000	

(支出の部)

(単位：円)

区分	項目	予算額	積算根拠（品名、単価、数量等）
支援 対象 経費	かるた製作費	1,700,000円	印刷費：850円／個×2,000個（配布分） ※市民協働事業（非売品）を箱掲載
	ポスター製作費	200,000円	屋内屋外兼用ポスター：300部
	大会パンフレット印刷費	25,000円	A4仕上がり2つ折り：200部
	告知チラシ製作費	56,000円	A4チラシ：20,000部（小中学校配布）
	消耗品	5,840円	文具・用紙等
	人件費	90,000円	3000円×30名
	大会トロフィー（備品）	80,000円	4部門優勝者
	大会メダル	25,000円	12個（4部門1～3位）ケース付
	大会賞状	10,000円	12枚（4部門1～3位）筒付
	施設利用料	8,160円	東町スポーツセンター利用
対象 外 経費	小計(a)	2,200,000円	
	小計(b)		
合計(c)=(a)+(b)			

※ 収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

# 一般社団法人あつぎものしり委員会

## 定 款

### 第1章 総 則

#### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人あつぎものしり委員会と称する。

#### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県厚木市に置く。

#### (目的)

第3条 当法人は、神奈川県厚木市内における地域活性化のために活動することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 厚木かるたの製作・監修・監理・販売
- (2) 地域活性化につながる研究調査
- (3) 厚木かるた大会等のイベントの開催
- (4) 地域の活動への参加
- (5) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

#### (公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 第2章 社 員

#### (入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

#### (経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2. 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に對して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

### 第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎年11月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2. 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

## 第4章 役 員

(役員)

第16条 当法人に、理事6名以内を置く。

2 当法人の理事が1名の場合はその者を代表理事とする。当会社の理事が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表理事とし、理事の互選によってこれを定める。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(報酬等)

第20条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 基 金

(基金の拠出等)

第21条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第6章 計 算

### (事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

### (事業計画及び収支予算)

第23条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

### (剰余金)

第24条 当法人は剰余金の分配を行わない。

## 第7章 定款の変更、解散及び清算

### (定款の変更)

第25条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

### (解散)

第26条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

第27条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国、地方公共団体若しくは当法人と類似の事業を目的とする公益法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第8章 附 則

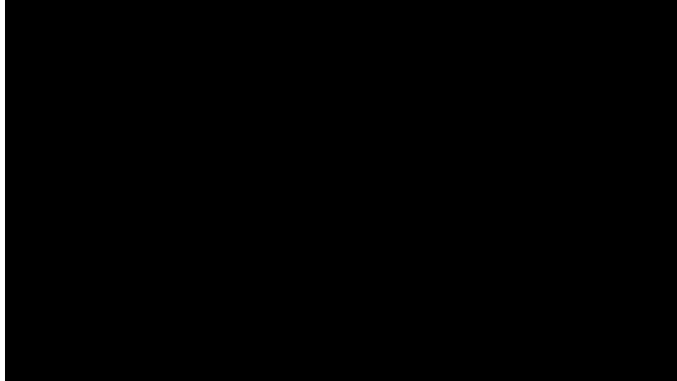
### (最初の事業年度)

第28条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年9月30日まで

とする。

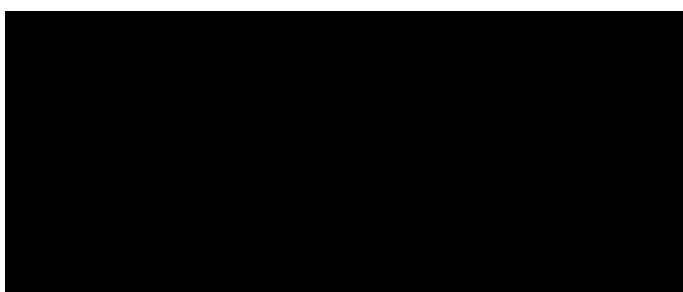
(設立時の役員)

第29条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。



(設立時社員の氏名及び住所)

第30条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。



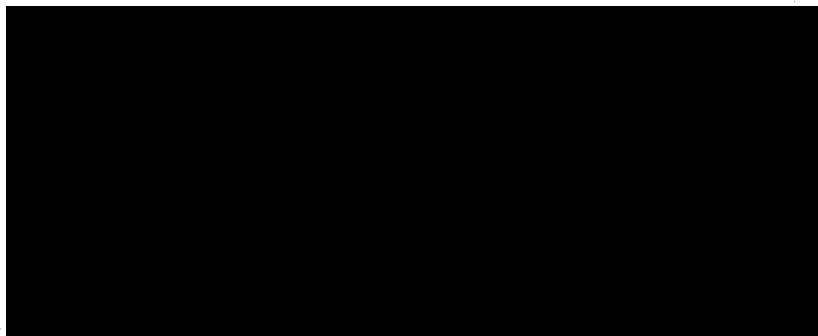
(法令の準拠)

第31条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上

以上、一般社団法人あつぎものしり委員会設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士酒井昌直は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和5年1月31日



2022年度収支決算書（2022年10月1日～2023年2月6日）

(収入の部)

(単位:円)

項目	予算額	積算根拠(単価、数量等)
補助金等(A)	0 円	
事業 収入	収入 543,920 円	厚木かるた販売費
	小計(B) 543,920 円	
団体負担金等(C)	32,880 円	代表者負担金
合計(D)=(A)+(B)+(C)	576,800 円	

(支出の部)

(単位:円)

区分	項目	予算額	積算根拠(品名、単価、数量等)
経 費 内 訳	報償費	0 円	特になし
	人件費	0 円	ボランティアとして活動できるスタッフのみで運営
	消耗品費	0 円	特になし
	印刷製本費	58,000 円	賞状・パンフレット製作
	使用料・賃貸料	0 円	事務所利用費／代表者負担:¥365,400
	光熱水費	0 円	事務所利用光熱費等／代表者負担:¥19,000
	通信運搬費	0 円	
	食糧費	0 円	厚木かるた大会スタッフ弁当／代表者負担
	交際費	0 円	お土産・御礼
	備品購入費	0 円	特になし
	製作費	418,800 円	厚木かるたピンバッジ・ステッカー・法被製作費
	会費	38,000 円	クラウドファンディング手数料(キャンプファイヤー)
特許登録費		62,000 円	業務手数料・登録費
合計		576,800 円	

2021年度収支決算書（2021年10月1日～2022年9月30日）

(収入の部)

(単位:円)

項目	予算額	積算根拠(単価、数量等)
補助金等(A)	0 円	
事業 収入	収入	1,081,271 円 厚木かるた販売費
	小計(B)	1,081,271 円
団体負担金等(C)	926,382 円	代表者負担金
合計(D)=(A)+(B)+(C)	2,007,653 円	

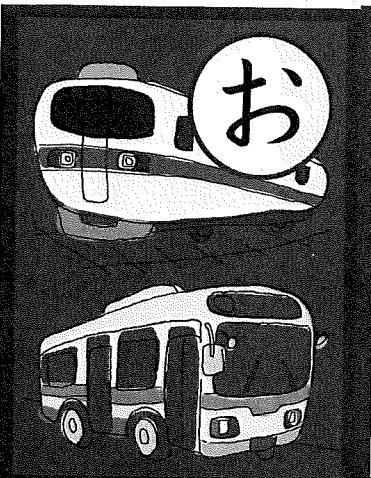
(支出の部)

(単位:円)

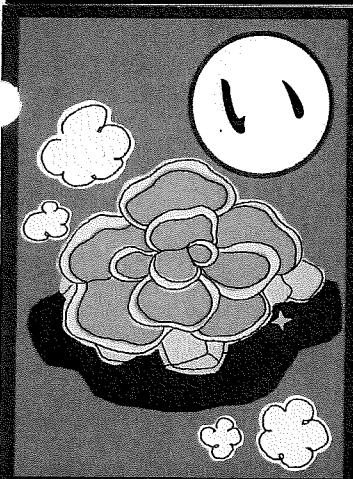
区分	項目	予算額	積算根拠(品名、単価、数量等)
経 費 内 訳	報償費	0 円	特になし
	人件費	0 円	ボランティアとして活動できるスタッフのみで運営
	消耗品費	48,279 円	アクリルスタンド・スチレンボード・プッシュピン・その他文具
	印刷製本費	15,345 円	チラシ・ポスター
	使用料・賃貸料	210 円	中町パーク利用費(厚木かるた普及イベント) 東町スポーツセンター利用費(厚木かるた大会)／代表者負担 事務所利用費／代表者負担:¥365,400
	光熱水費	0 円	事務所利用光熱費等／代表者負担:¥19,000
	通信運搬費	61,162 円	「厚木かるた」寄贈における送料
	食糧費	0 円	厚木かるた大会スタッフ弁当／代表者負担
	交際費	19,703 円	お土産・御礼
	備品購入費	113,000 円	厚木かるた大型ウォールバナースタンド
	製作費	1,685,700 円	厚木かるた印刷代
	会費	40,000 円	厚木観光協会会費(2年分)・日本郷土かるた協会会費 特許登録費・著作権移行費
	賞品費	24,254 円	厚木かるた大会トロフィー・副賞における賞品
合計		2,007,653 円	



あ 厚木市の  
発足昭和  
町村合併  
(1955年2月1日)



お 小田急  
神奈中  
交通網



い イノシシ肉  
低カロリーの  
ぼたん鍋

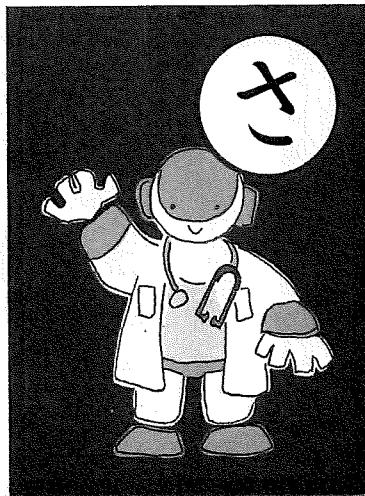


う ウォーキング  
交わす挨拶  
川ルート

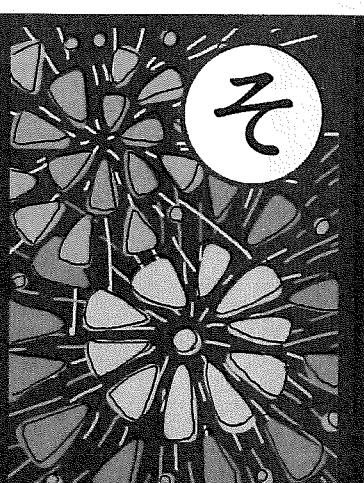


え 江戸時代  
水運  
宿場町  
問屋

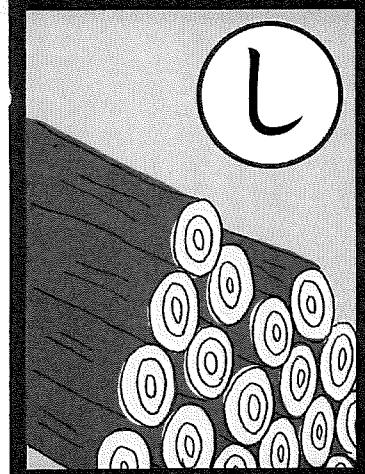




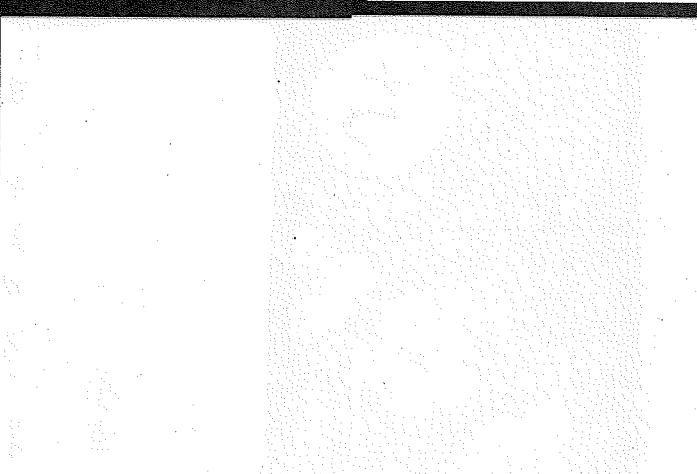
さ  
産業団ボット  
福祉に貢献



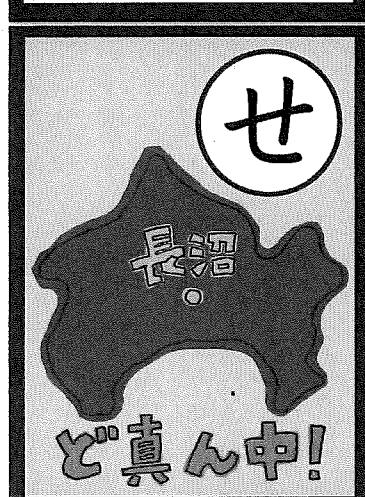
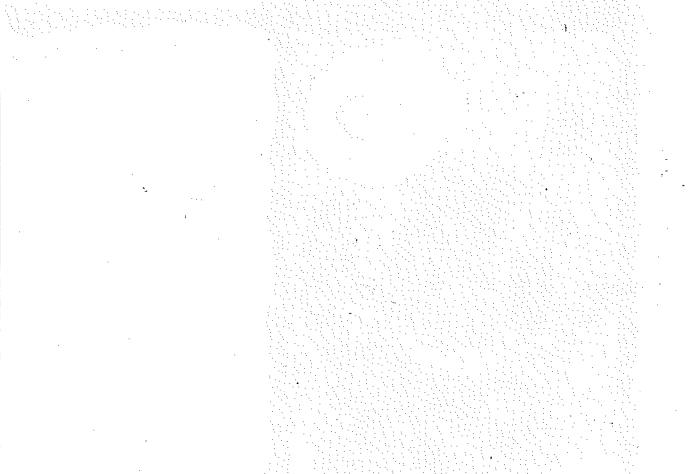
そ  
鮎まつり  
壮大に  
圧巻花火



し  
集散地  
木材あつめぎ  
名の由来

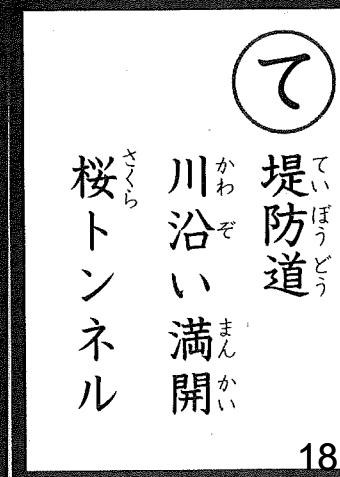
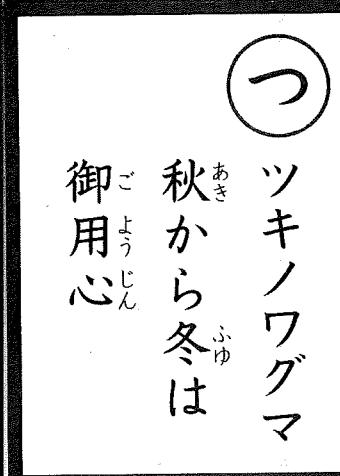
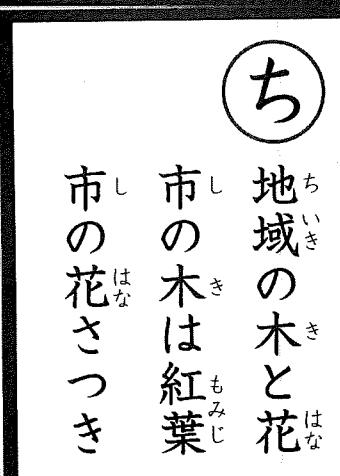
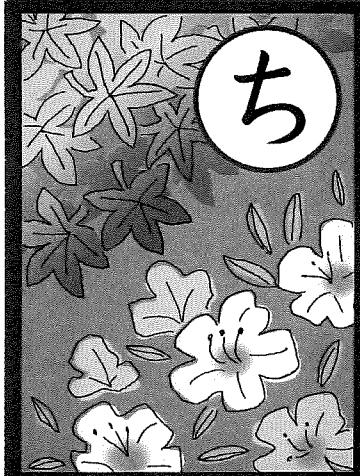
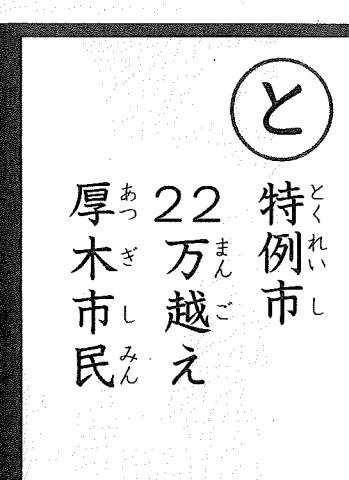
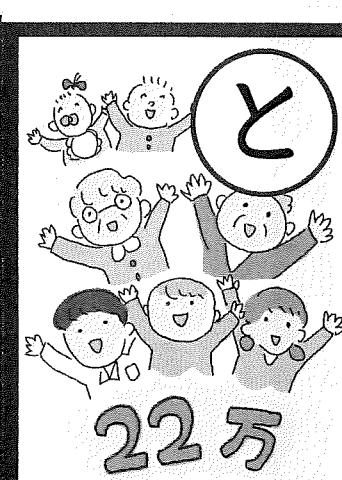
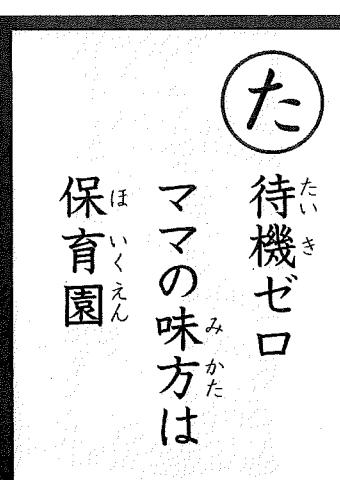


す  
炭で焼く  
カシラ・アミレバ  
シロホルモン



せ  
センターニ  
位置する長沼  
県中央







な  
七沢  
飯山  
ななさわ  
いいやま  
ななさわ  
いいやま  
な  
の

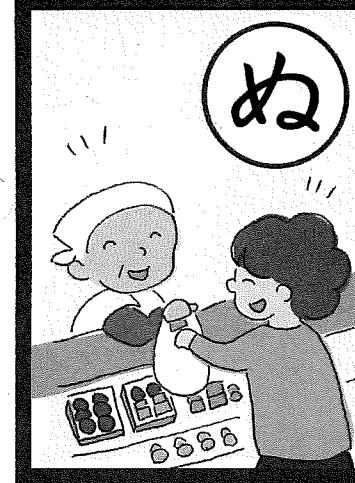
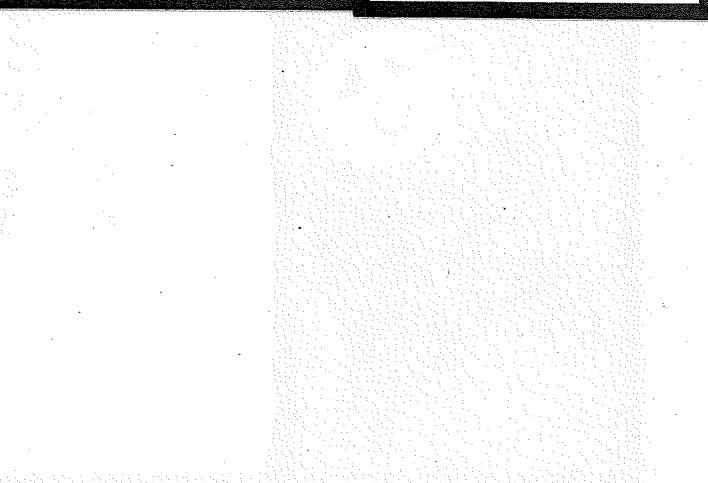
美肌の湯  
びはだのゆ



野豚狩り  
のぶたかがり  
だ  
名産品  
めいさんひん  
(とん漬け)  
出した味噌漬け  
みそづけ



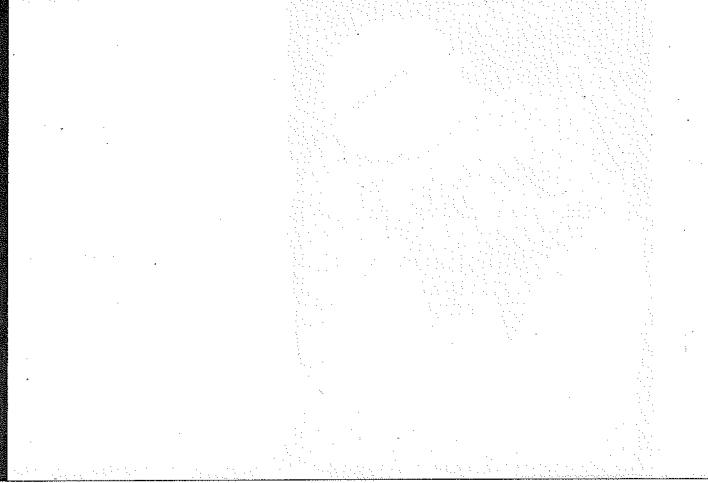
に  
にぎわい  
爆発  
ばくはつ  
大道芸  
だいどうげい



ぬ  
温もりの  
溢れる人柄  
あふ  
ひとがら  
ぬ  
ぬ  
市民性  
しみんせい



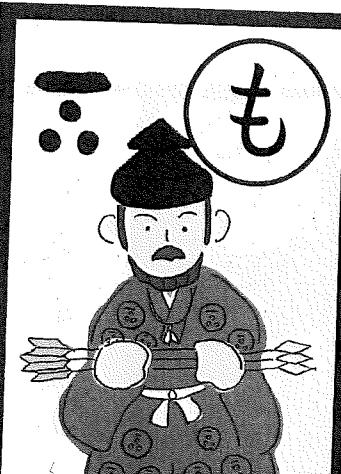
ね  
縁結びなら  
えんむすび  
飯山観音  
いいやまかんのん  
(長谷寺一ちょうじ)







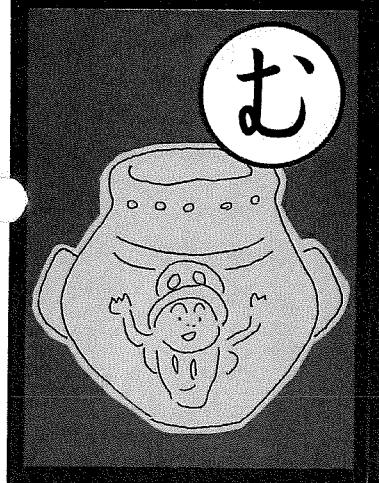
ま マッカーサー  
米軍基地は  
厚木市外



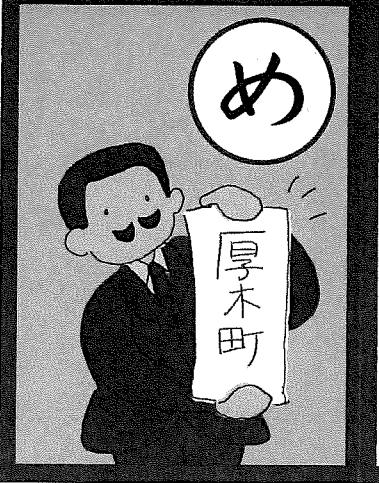
も 毛利庄  
発祥の地  
当時森



み みんな  
集まれ  
ジヤズナイト



む 昔を  
辿れば  
縄文期  
(南毛利)



め 明治期に  
厚木町という名の  
町発足

